

平成23年 3 月 4 日

午前10時00分開会

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	堀 岡 敏 喜	2 番	炭 竈 ふく代
3 番	山 口 敏 子	4 番	小坂井 実
5 番	佐 藤 高 清	6 番	佐 藤 博
7 番	武 田 正 樹	8 番	立 松 新 治
9 番	山 本 芳 照	10番	杉 浦 敏
11番	安 井 光 子	12番	三 宮 十五郎
13番	渡 邊 昶	14番	伊 藤 正 信
15番	三 浦 義 美	16番	中 山 金 一
17番	黒 宮 喜四美	18番	大 原 功

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

4 番	小坂井 実	5 番	佐 藤 高 清
-----	-------	-----	---------

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	伊 藤 敏 之
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	平 野 雄 二	開 発 部 長	早 川 誠
十 四 山 支 所 長	横 井 昌 明	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	村 上 勝 美
教 育 部 長	山 田 英 夫	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	佐 藤 勝 義
総 務 部 次 長 兼 税 務 課 長	若 山 孝 司	民 生 部 次 長 兼 環 境 課 長	久 野 一 美
開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	石 川 敏 彦	開 発 部 次 長 兼 土 木 課 長	三 輪 眞 士
教 育 部 次 長 兼 社 会 教 育 課 長	水 野 進	監 査 委 員 長 事 務 局 長	服 部 正 治
人 事 秘 書 課 長	村 瀬 美 樹	企 画 政 策 課 長	伊 藤 邦 夫
防 災 安 全 課 長	伊 藤 久 幸	収 納 課 長	服 部 誠
市 民 課 長	加 藤 恵 美 子	保 険 年 金 課 長	越 川 博 文
健 康 推 進 課 長	渡 辺 安 彦	福 祉 課 長	前 野 幸 代
介 護 高 齢 課 長 兼 いこいの里所長	松 川 保 博	総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	伊 藤 薫

十四山総合福祉センター所長	伊藤政洋	児童課長	鯖戸善弘
商工労政課長	服部保巳	都市計画課長	竹川彰
下水道課長	橋村正則	教育課長	服部忠昭
十四山スポーツセンター館長	佐野隆	図書館長	伊藤秀泰

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤忠	書記	横山和久
書記	岩田繁樹		

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	議案第2号 平成23年度弥富市一般会計予算
日程第5	議案第3号 平成23年度弥富市土地取得特別会計予算
日程第6	議案第4号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計予算
日程第7	議案第5号 平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
日程第8	議案第6号 平成23年度弥富市介護保険特別会計予算
日程第9	議案第7号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
日程第10	議案第8号 平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
日程第11	議案第9号 弥富市児童厚生施設条例の一部改正について
日程第12	議案第10号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
日程第13	議案第11号 弥富市長の給与の特例に関する条例の制定について
日程第14	議案第12号 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第15	議案第13号 弥富市税条例の一部改正について
日程第16	議案第14号 市長の専決処分事項の指定について
日程第17	議案第15号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
日程第18	議案第16号 海部地区水防事務組合理約の変更について
日程第19	議案第17号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第20	議案第18号 弥富市国民健康保険支払準備基金条例の一部改正について
日程第21	議案第19号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
日程第22	議案第20号 弥富市子育て支援センター条例の一部改正について

- 日程第23 議案第21号 弥富市火葬場条例の一部改正について
- 日程第24 議案第22号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少
及び規約の変更について
- 日程第25 議案第23号 市道の廃止について
- 日程第26 議案第24号 市道の認定について
- 日程第27 議案第25号 平成22年度弥富市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第28 議案第26号 平成22年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議案第27号 平成22年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第28号 平成22年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第31 議案第29号 平成22年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第32 議案第30号 平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

- 議長（伊藤正信君） 会議に先立ちまして報告をいたします。

西尾張クローバーテレビより本日の撮影放映と、市側より撮影許可をされたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにしたので、御了承をお願いします。

では、ただいまより平成23年第1回弥富市議会定例会を開会します。

これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（伊藤正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、小坂井実議員と佐藤高清議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

- 議長（伊藤正信君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りをします。

第1回弥富市議会定例会の会期を本日から24日までの21日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から24日までの21日間と決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

- 議長（伊藤正信君） 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告、海部津島土地開発公社から平成23年度事業計画に関する書類が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いをします。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第2号 平成23年度弥富市一般会計予算

日程第5 議案第3号 平成23年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第6 議案第4号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第7 議案第5号 平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 8 議案第 6 号 平成23年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第 9 議案第 7 号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第10 議案第 8 号 平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

- 議長（伊藤正信君） 日程第 4、議案第 2 号から日程第10、議案第 8 号まで、以上 7 件を一括議題といたします。服部市長に平成23年度予算編成に伴い、市政運営方針の説明を求めます。

服部市長。

- 市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

平成23年第 1 回弥富市議会定例会に当たりまして、平成23年度当初予算を初めとする諸議案の説明に先立ち、市政運営の基本方針と主要事業の大綱について私の所信の一端を申し上げ、議員各位並びに広く市民の皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

私は、さきの市長選挙におきまして、議員各位を初め市民各位各層の多大なる御支援を賜り、2 期目となる弥富市政の重責を担わせていただくことができました。心より厚く御礼を申し上げます。

私は市長就任以来、一貫して「市民と行政の協働によるまちづくり」「市民と情報を共有した公平で透明な市政の実現」「予算の節約と有効活用」を市政運営の基本姿勢に掲げ、職員に対しては「市役所とは、市民のためにお役に立つところである。」を職員意識改革の旗印のもとに、市民本位の行政運営を心がけて取り組んでまいりました。

このたび私は 2 期目を迎え、新たな決意と情熱を持って、弥富市のさらなる飛躍と充実、市民生活の向上のため、全身全霊を傾けて市政運営に当たってまいり所存でございます。

さて、国政の場におきましては、地域のことは地域に住む住民が決め、責任を持つ、いわゆる「地域主権」の実現に向けて、国の権限や財源を精査し、地方公共団体への移譲に向けた取り組みが進められております。まさに「地方分権から地域主権改革」へ、21世紀は「市町村の時代」であり、地域主権への転換により各都市の地域間競争の新たな時代となりました。

本市においても、みずからの責任と判断において、多様化する諸課題に対し、主体的かつ迅速に対応していくために能力と気概を持たなければならないと考えております。

一方、我が国は今、大きな改革の渦中にあり、少子・高齢化や人口減少が急速に進行し、これまで国を支えてきた社会保障制度の持続可能性や労働力人口の減少などが危惧されておるところでございます。

また、景気は一時に比べ回復してはきているものの、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にありまして、企業活動や雇用情勢は、今なお先行き不透明な予断を許さない

状態が続いておるわけでございます。

こうした社会経済状況の大きな変化の中で、今まで以上に厳しい財政運営が求められており、将来に向けてバランスのとれた財政基盤をつくることが大変重要だと考えておるところでございます。

一つには、企業が立地できる環境を整え、雇用や税収の確保につなげ、活力みなぎるまちづくりを目指した施策に取り組んでまいります。

一つには、人件費の削減や既存事業の廃止を含めた歳出削減に取り組んでまいりました。さらなる行財政改革に取り組み、効果的・効率的な市政運営に取り組んでまいります。

一つには、財政状況がより厳しくなる中で、税金の使われ方に対する市民の関心は高まっており、受益と負担に対する不公平感も顕在化しています。そこで、長年見直しがされていない公共サービスの費用負担をどこに求めるのか、税での負担をどこまで行うかを明確にするため、利用者負担の割合などの考え方を示し、見直しをしてまいりたいと考えております。

それでは、平成23年度の予算の大綱について御説明申し上げます。

議案第2号平成23年度弥富市一般会計予算につきましては、安全・安心なまちづくりを最重要課題として、歳入歳出予算の総額を149億2,000万円、前年度対比0.3%の増、前年を4,000万円上回る予算を編成いたしました。

歳入の主なものについて御説明申し上げます。

市税収入につきましては、固定資産税の伸びにより、平成21年度、平成22年度の2年連続の減収から転じ、市税全体では前年度対比1.7%増の72億9,262万5,000円と3年ぶりの増収を見込んでいまして、歳入全体の48.9%を占めております。

ほかに地方消費税交付金4億4,600万円、地方交付税5億3,600万円、国県支出金25億1,783万2,000円を計上いたしました。

また、歳出の諸事業の財源不足に充当するため、財政調整基金4億516万円を繰り入れるとともに、市債として臨時財政対策債7億5,000万円を初めとして17億7,790万円を措置いたしました。

歳出の主なものについて御説明申し上げます。

2款総務費につきましては、庁舎改築資料作成等業務委託料、地域公共交通活性化協議会負担金など、15億7,617万5,000円を計上いたしました。

3款民生費と4款衛生費につきましては、ひので保育所の保育室整備等工事費や子ども医療費の助成、子ども手当の制度拡大など、少子化対策にきめ細やかな対応を図るとともに、生活保護費などの扶助費の増加や、ごみ処理、資源再生の推進、地球環境の保全に取り組むため、65億8,107万9,000円を計上し、一般会計予算の44.1%を占めるものであります。

6款農林水産業費と8款土木費につきましては、農業基盤整備事業費や道路ネットワーク

整備事業費、公園整備事業費などの都市基盤整備事業に重点的な配分をし、20億7,432万6,000円を計上いたしました。

9 款消防費におきましては、防災広場整備事業や消防施設整備への助成など、災害に強いまちづくりを進めるために、7 億866万9,000円を計上いたしました。

10 款教育費につきましては、（仮称）第2 桜小学校建設工事費など、教育環境の充実を図るため、22億4,455万7,000円を計上いたしました。

次に、特別会計を御説明申し上げます。

議案第3 号平成23年度弥富市土地取得特別会計予算につきましては、各事業計画に基づいて公共用地の先行取得をするものでありますが、1,369万円を計上いたしました。

次に、議案第4 号平成23年度弥富市国民健康保険特別会計予算につきましては、前年度対比4.6%減の38億3,000万円を計上いたしました。

次に、議案第5 号平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、政府の政権公約により後期高齢者医療制度は廃止し、新たな制度に移行することが検討されていますが、前年度対比3.4%減の3 億3,882万円を計上いたしました。

次に、議案第6 号平成23年度弥富市介護保険特別会計予算につきましては、保険事業勘定20億2,920万円、サービス事業勘定3,273万円を合わせ、前年度対比3.7%増の20億6,193万円を計上いたしました。

次に、議案第7 号平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、施設維持管理費、十四山東部地区の管渠布設工事費、処理施設工事費及び設計業務委託費など、前年度対比14.9%増の6 億900万円を計上いたしました。

次に、議案第8 号平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計予算につきましては、施工区域を拡大し、面整備を図るため、管渠布設工事費など、前年度対比8.8%増の10億6,100万円を計上いたしました。

申し述べました六つの特別会計予算の合計につきましては、前年度対比8.9%減の79億1,444万円を計上するものであります。

こうした予算編成の結果、一般会計予算と六つの特別会計予算の合計につきましては、前年度対比3.1%減の228億3,444万円を平成23年度弥富市の当初予算として計上するものであります。

今ここに市政運営方針の御説明を申し上げるに際し、「まちづくり・人づくり・夢づくり」を基本に、市民の皆様との参画と協働のもとに市政運営に当たってまいりますので、より一層の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。

また、新年度は市制施行5 周年の節目を迎えます。私は今日まで、新市の一体感の醸成や均衡な発展に配慮しながら、合併のスケールメリットを活用した効率的な市政運営に努めて

まいりました。

さらに、本市の将来像を見据え、市政運営に当たりましては、平成21年度から始まりまして第1次総合計画並びに都市計画マスタープランを着実に推進するため、事業の優先順位をしっかりと精査して適切な財源配分を行い、次の項目を平成23年度弥富市政運営の重点的な取り組みとして積極的に進めてまいります。

第1の柱「快適で安全・安心なまちづくり」の取り組みであります。

初めに、災害に強いまちづくりの取り組みについて申し上げます。

日本各地で大規模な自然災害による被害が発生しております。被害を最小限に食いとめるためには、何よりも備えが大切であります。「みずからの生命・財産はみずから守る。自分たちのまちは自分たちで守る。」を基本に、災害時の連携の中心となる自主防災組織をすべての自治会に設置していただけるよう、地域での防災訓練、まちづくり出前講座などの取り組みを通した啓発活動や組織化に向けた結成支援を行うとともに、防災ボランティアの育成を図り、地域防災力の強化に取り組んでまいります。

次に、防災施設の整備につきましては、災害が予想される際や災害時など、市民に対して確実な情報を瞬時に市内全域に伝達することが重要なことから、同報無線や昨年市内全域に整備しましたケーブルテレビ網を通し、災害時において迅速に情報を提供できるよう努めてまいります。

次に、防犯・交通安全の取り組みについて申し上げます。

全国各地で凶悪な犯罪が多発しています。「地域の安全は自分たちで守ろう」を合い言葉に、市内6団体の皆様に「青色防犯パトロール隊」を結成していただき、自発的な防犯活動を精力的に行っていただいております。空き巣や車上ねらいなどの犯罪件数が減少しています。まことに心強い限りでございます。

地域における自発的な活動に感謝しつつ、「青色防犯パトロール隊」が市内全域に拡大するよう活動支援を行い、市においても職員による防犯パトロールを強化し、引き続き実施してまいります。

次に、交通安全対策の取り組みについて申し上げます。

児童・生徒の通学路の安全確保、安全性の高い道路整備として、白鳥小学校東側の楽荘団地22号線及び中央幹線道路の歩道設置整備事業を行い、歩行者、自転車利用者の安全対策を図ってまいります。

また、街頭指導の充実や保育所や学校に対する交通安全教室などを開催し、事故の減少に努めてまいります。

次に、地域公共交通の取り組みについて申し上げます。

コミュニティバスにつきましては、公共交通の利便性の向上、交通不便地の解消、公共施

設の利用促進などを主な目的として、平成22年6月から実証運行を開始いたしました。運行から間もなく1年を迎えますが、市民の皆様の御意見や利用者のアンケート調査、利用状況などを反映し、運行ルートの新設や統廃合、定期券やシルバークパスの発行など、新たな運行計画を策定し、4月から実施してまいります。今後も市民の皆様の参画を得ながら、より効率的で利用しやすいコミュニティバスになるよう改善に努めてまいります。

次に、道路網の整備の取り組みについて申し上げます。

道路は広域交流基盤の強化のため、伊勢湾岸自動車道へのアクセスの向上や南北方向の道路網の充実、並びに市街地の拠点機能の強化など課題となっております。そのため、国道155号の延伸である名古屋第3環状線、主要地方道名古屋十四山線、日光大橋西線の整備促進を関係機関へ引き続き要望してまいります。

地域に密着した幹線道路の整備につきましては、広域幹線道路へのアクセスや各地域間の連携を強化するため、道路ネットワークの整備を一層進めるため、穂波通線、向陽通線などの用地の取得や道路築造工事を進めてまいります。

橋梁の老朽化対策につきましては、平成22年度に策定した橋梁長寿命化計画に基づき修繕を行ってまいります。

日常空間の生活道路において、道路が狭く、利便性や防災の面での改善が必要な箇所につきましては、市民の皆様の理解と協力のもとに、狭隘道路の拡幅工事を促進してまいります。

次に、下水道整備の取り組みについて申し上げます。

海部地域4市2町を対象とした日光川下流流域下水道が昨年3月末に供用開始され、弥富市においても平島、鎌島、操出、三稲、稲狐地区において第1期供用開始をすることができました。今後は、供用開始区域の普及促進を図るとともに、公共下水道の管渠の整備を計画的に実施し、事業区域の拡大並びに普及率の向上に積極的に取り組んでまいります。

十四山東部地区の農業集落排水事業につきましては、平成26年度供用開始の目標に向けて、引き続き管渠の整備並びに処理場建設工事を推進するとともに、各処理場の施設管理についても、さらに効率的で健全な運営に努めてまいります。

下水道事業は、美しく快適な居住環境づくりのために重要な事業の一つでありますので、今後とも事業の推進に積極的に取り組んでまいります。

次に、公園の整備への取り組みについて申し上げます。

市民の日常生活に密着した公園や緑地は、子供たちが安全に遊べる場所や地域住民の憩いと安らぎの場として、また災害時の避難場所として重要であります。

平成21年度から整備を進めています防災機能をあわせ持ったひので公園につきましては、新年度末の供用開始に向け、引き続き整備を進めてまいります。

第2の柱は「健やかでやさしいまちづくり」の取り組みであります。

初めに、子育て支援の取り組みについて申し上げます。

子育て支援の取り組みにつきましては、安心して子供たちを生み育てることができ、弥富市に住みたい、住み続けたいと思っていただけるよう、弥富市次世代育成支援地域行動計画後期計画に基づき、すべての子育て家庭への幅広い支援策を総合的に展開いたします。

保育事業につきましては、新年度から弥生保育所におきまして満6ヵ月児からの受け入れを行うとともに、保育所待機児童ゼロの施策を継続するため、ひので保育所の増改築により定員拡大に取り組んでまいります。

今日まで、低年齢児保育の拡大、待機児童ゼロの継続や延長保育の充実などのさまざまな保育需要にこたえつつ、保育料につきましては、新年度を含め15年間据え置いてまいりますが、今以上の一般財源の投入は難しい現実を市民の皆様にも御理解をいただきたいと考えております。長年見直しがされていない保育料の費用負担をどこに求めていくのか、税での負担をどこまで行うのかを明確にしつつ、検討委員会を設置し、さまざまな意見を集約して適切な保育料を定めてまいります。

次に、子育て家庭へのサポートにつきましては、昨年開設いたしましたファミリー・サポート・センター会員の募集を積極的に行い、地域での子育て支え合いのネットワークの充実に努めてまいります。

次に、弥生保育所に併設する子育て支援センター、児童館、児童クラブの複合施設が間もなくオープンいたしますので、この施設を地域子育ての拠点として活用いただきたいと思います。引き続き子供たちの健全な居場所づくり、児童の保育環境の充実に努めてまいります。

次に、保健・医療・健康づくりの取り組みについて申し上げます。

少子化の原因の一つとして、医療費や教育費などの子育てに係る経済的な負担が上げられ、こうした負担を少しでも軽減していくことが求められています。また、医療費の負担を理由として、医療機関への受診が控えられ、結果として子供たちの健康が損なわれることがあってはなりません。次の世代を担う子供たちが病気のとき安心して治療を受けさせてあげられるよう、中学校3年生までの医療費完全無料化制度を継続するとともに、子ども手当につきましては、社会全体で子育て支援をするという趣旨に基づき、円滑な事務の執行に努めてまいります。

医療崩壊、救急医療でのたらい回しという言葉がさまざまな機会に取り上げられる中、地域基幹病院の海南病院につきましては、住民がより安心して医療を受けることができる体制を整えるため、病棟以外のすべての建てかえを行うという壮大な計画が進められています。

前期の工事では、あらゆる救急疾患に対応できる高度救急センターや救急専用病棟などの施設の整備が間もなく着工する運びとなりました。また、後期工事では、外来棟やその他附属施設、そして、臓器別に高度な医療を提供できるよう、急性期病棟の整備が計画されてお

りまして、地域医療を守り、あらゆる医療課題に対応するため、近隣市町村と力を合わせ地域全体で財政支援をまいります。

健康づくりにつきましては、生涯健康のまちづくりを目指し、母子保健事業や成人保健事業の充実を図るため、引き続き女性特有のがん検診事業を実施するとともに、そのほかのがん検診事業につきましては、受診者の増加が図られるよう取り組んでまいります。

また、疾病の重篤性をがんがみ、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン接種の公費援助を実施し、健康増進に努めるとともに、弥富市ウォーキングマップにより歩いて健康を実践してまいります。

国民健康保険につきましては、国民健康保険事業が国民皆保険の中核として、市民の健康保持増進に重要な役割を果たしておりますので、医療制度の将来にわたる持続的かつ安定的な事業運営を確保することが大切であります。

弥富市国民健康保険の財政状況は、急速な少子・高齢化の進展、医療技術の高度化、疾病構造の変化などにより医療費などの歳出が年々増加する一方、歳入である保険税収入に伸びが見られず、赤字額が毎年増加し、不足する財源を一般会計からの法定外繰り入れをしてしのいでおります。

国民健康保険特別会計に対する一般会計からの法定外繰入額は、平成21年度の2億1,000万円に続き、平成22年度は当初予算で2億3,000万円の予算措置をいたしましたが、決算見込みでさらに7,500万円ほどの財源不足が生じるという極めて厳しい財政状況であります。国民健康保険事業を安定して運営するために、歳入の根幹となります国民健康保険税の確保が最も重要となるわけでございます。こうした状況のもと、保険税の収納率向上に努めるとともに、保健事業や医療費適正化対策として、特定健診、特定保健指導を引き続き実施してまいります。今以上の一般財源の投入は難しい現実を市民の皆様にも御理解をいただき、税での負担と国民健康保険税の加入者負担の割合などの考え方を示し、国民健康保険税の税率を見直してまいりたいと考えております。

次に、生活の福祉の取り組みについて申し上げます。

生活の福祉につきましては、厳しい雇用情勢が続き、失業等により生活に困窮する方々がふえているため、住宅手当制度や生活保護制度を適正に実施することにより最低限度の生活を保障するとともに、引き続き福祉事務所に就労支援員を配置し、これらの方々の就職活動を支援してまいります。

次に、高齢者福祉の取り組みについて申し上げます。

高齢者福祉につきましては、シルバー作品展の実施などを通じて、高齢者が生きがいを持ち、いつまでも健康に社会活動を行っていただけるように努めてまいります。また、みずからの介護予防を実践するため、健康づくりのためにぜひ御利用いただきたい弥富市ウォーキ

ングマップの作成、元気塾、車座講座の開催や、75歳以上の高齢者の方の外出機会の拡大を図るため、きんちゃんバスの無料パスの発行など、はつらつと元気な生活を過ごしていただけるよう多様な取り組みを進めてまいります。

さらに、二つの総合福祉センターを高齢者の生きがいづくりや孤立化防止の拠点として活用いただくとともに、長年にわたり培われた貴重な経験や技術を有効に生かすことができるよう、シルバー人材センターへの連携を図ってまいります。

高齢化社会が急速に進展する中で、だれもが家庭や住みなれた地域の中でともに支え合いながら生きがいを持ち、自分らしい生活を安心して送ることができる、安心していきいきと暮らせる長寿社会の実現に向け、第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定し、老いても健康、介護になっても安心できるまちづくりを目指して取り組んでまいります。

次に、「障害者福祉」の取り組みについて申し上げます。

障害者福祉につきましては、障害のある方が、能力や適性に応じた日常生活や社会生活を送ることができるよう、必要な支援を引き続き行ってまいります。また、市役所福祉事務所に精神障害の方などからの各種相談に応じる専門の職員を配置し、情報提供や必要な援助などの支援体制の充実に努めてまいります。

新年度は弥富市障害者計画・第2期弥富市障害福祉計画の最終年度となることから、住みなれた地域の中で互いが支え合い、安心して暮らすことのできる地域福祉を目指し、弥富市障害者計画・第3期弥富市障害福祉計画の策定を進めてまいります。

次に、「環境」への取り組みについて申し上げます。

環境問題は、人類の生存にかかわる地球規模のテーマであり、国際社会の協調のもとで積極的な取り組みが行われています。特に地球温暖化対策は世界共通の課題であるとともに、市民一人一人が地球に優しい活動を始めることが求められているわけでございます。

温室効果ガスの排出を積極的に抑制するため、公共施設建設の際には太陽光発電設備を設置するとともに、住宅の太陽光発電設備の設置費に対し補助を継続してまいります。

また、ごみの減量につきましては、これまで指定ごみ袋の導入や資源分別収集、団体による廃品回収などを進めてきた結果、各世帯のリデュース・リユース・リサイクルの意識が着実に高まってきていると感じています。レジ袋の削減につきましては、マイバッグ運動を推進するとともに、御協力いただけるスーパーマーケットなどと協定を結び、新年度からレジ袋の有料化を実施してまいります。今後とも、市民の皆様の御理解を得ながら、各事業者との話し合いを継続してまいります。

第3の柱「活力に満ちたまちづくり」の取り組みについて申し上げます。

初めに、企業誘致・産業の振興の取り組みについて申し上げます。

我が国の経済の先行きに不透明感が強い中、本市の経済を維持発展させていくことは最大

の課題であります。港湾地区の発展に大きな期待をし、企業立地指定企業交付奨励金制度による優遇制度で立地企業を支援して、雇用の確保につなげてまいります。また、訪問活動などを通じてニーズの把握に努め、積極的な企業誘致活動に取り組んでまいります。

まずは港湾地区の企業誘致につきましては、平成23年度中に鍋田ふ頭第3バースの完成が予定されていること、平成24年度の供用開始に向け、鍋田ふ頭進入道路の整備が進められまして、完成の暁にはふ頭のアクセスがさらに向上し、アジア貿易の拠点となる物流センターに最適な立地となります。

現在、事業者の募集がされている鍋田ふ頭地区の整備区画や、平成24年度以降の分譲計画がされている弥富ふ頭の第1貯木場埋め立て地に企業の進出が早期になされるよう、引き続き企業情報の受発信と、その背後地の土地利用計画を念頭に置き、名古屋港管理組合との調整及び企業誘致に積極的に取り組んでまいります。

また、中小企業への金融対策として、引き続き融資枠を確保するとともに、運転、設備資金の信用保証料補助を行い、市内中小企業の経営維持・安定化に向けて支援してまいります。

次に、観光資源の活用と地場産業の振興について申し上げます。

海南こどもの国、三ツ又池公園などの交流空間や文化財もふえましたので、自然と歴史文化の魅力ある弥富を広く知ってもらえるよう、観光協会及び弥富ふるさとガイドとの連携により情報発信に努め、まちづくりに最大限活用できるよう、新年度は商工観光課を設置いたします。

また、生産高日本一を誇る弥富金魚につきましては、商品のブランド化はもちろんのこと、全国へのPR戦略も大変重要であると考えております。私は、弥富のシンボル金魚を機会あるごとにPRに努め、さらに全国に広めてまいりたいと考えております。

農業振興につきましては、農業の再生と自給率向上を図ることを目的とした農業者戸別所得補償制度が、すべての農業者を対象に本格実施されることになりました。農業者の方々には、戸別所得補償制度を初めとして各制度の内容を理解いただくとともに、関係機関が一体となって消費者ニーズに即した安全・安心な農産物の供給体制の整備を進め、産地確立体制の推進や農産物の付加価値、地産地消、販路拡大などの支援をしてまいります。

また、優良農地の保全と活用を図るため、団体営土地改良事業、県営土地改良事業及び地盤沈下対策事業や、農道、排水路などの農業生産基盤の整備を進めてまいります。市域全域が海拔ゼロメートル地帯の本市においては、農業用排水のみならず市民の生活排水のすべてを機械排水に依存しています。そうした中、排水に係る経費の多くを農業者の方々に御負担いただいておりますので、農業者の排水経費負担の軽減を図ってまいります。

第4の柱「教育・生涯学習」の取り組みであります。

子供たちの確かな学力と豊かな心をはぐくむ教育を推進し、健やかな成長のため教育環境

を整備するとともに、教員の資質向上に取り組んでまいります。また、だれもが生涯にわたり気軽に学習できる環境整備の推進、市民の自主的な教育・文化活動やスポーツ、レクリエーション活動などの振興を図ることを基本方針として取り組んでまいります。

初めに、学校教育の取り組みについて申し上げます。

学校施設の整備につきましては、平成16年度より最優先事業として取り組んでまいりました小・中学校の校舎等耐震補強工事が、平成22年度にすべて完了いたしました。

新年度は、主に小学校低学年の教室などの窓ガラスに飛散防止フィルムを張りつけ、地震災害時など、窓ガラス飛散による被害防止に努めるとともに、桜小学校の過大規模校の解消を図るため、平成25年4月の開校に向けて（仮称）第2桜小学校の建設に着手いたします。

近年の社会経済情勢により、子供たちを取り巻く環境も大きく変化しています。新年度からの小学校の新学習指導要領実施に当たり、英語指導助手の増員などによる環境整備を行い、国際化に対応できる英語力と生きる力をはぐくむために英語活動に重点を置き、取り組んでまいります。

次に、中学校におきましては、平成24年度からの新学習指導要領実施に向けて、指導資料や教師用指導書等を整備し、円滑に移行できるよう進めるとともに、中学校の武道必修化に向け、十四山中学校の武道場建設事業に取り組んでまいります。

また、中学校の平和教育事業の取り組みにつきましては、将来、国際社会の中で活躍する子供たちが、核の恐ろしさや平和について学習することは大変意義深いと考えております。

学校での平和教育推進事業といたしまして、市内中学2年生の生徒全員を広島市への派遣による実地体験や被爆者の体験談を聞かせていただくなどの機会をいただき、平和のとうとさ、命の大切さについて考える平和教育活動を推進してまいります。

次に、生涯学習・社会教育の取り組みについて申し上げます。

公民館事業につきましては、すべての市民の主体的な学習活動を支援するため、幅広い市民参加が得られるような講座を開設するとともに、社会教育団体の育成、支援を行ってまいります。また、市民の皆様の出会いと触れ合いの場として、地域ネットワークの核となるよう施設運営並びに事業実施に努めてまいります。

次に、図書館につきましては、原則毎週月曜日のみを休館日とする開館日数の拡大や、市外の図書館との資料の貸借等の連携や蔵書を充実し、市民の皆様の生涯学習拠点となり、親しまれ利用しやすい図書館の運営に努めてまいります。

次に、スポーツの振興につきましては、市民の皆様がスポーツを通じて心身の健康を保持し、活力ある生活を送っていただけるよう地域スポーツの振興を図り、生涯スポーツ社会の実現を目指してまいります。

体育施設面では、行政改革の一環として総合体育館トレーニング室を十四山スポーツセン

ターのトレーニング室に集約し、より効率的な運営に努めてまいります。

次に、コミュニティづくりにつきましては、自治会活動の拠点となる地区公民館の整備事業や文化財伝承活動の助成、山車等整備事業などに対して引き続き支援してまいります。

第5の柱「市民と協働してつくる自立した行政基盤」の取り組みであります。

初めに、市制5周年記念事業の取り組みについて申し上げます。

新年度はこれまでの市政を振り返るとともに、今後の本市の飛躍に向けて、市民総参加のもとで市制5周年記念事業を実施いたします。

市制5周年記念事業につきましては、本市在住の劇作家、弥富又八氏による伊勢湾台風を題材としたミュージカルの公演を初め、NHK公開番組「スクールLive Show for KIDS」や「青少年健全育成記念講演会」「文化講演会」などを実施し、市民の皆様と一緒に祝いをするとともに、ふるさと意識を高めていただきたいと考えております。

次に、効率的、効果的な行政運営の取り組みについて申し上げます。

行財政改革につきましては、最少の経費で最大の効果を上げるべく、総合的かつ計画的に推進しているところでありまして、これまでに定員適正化計画等に基づく総人件費の抑制を初め、指定管理者制度の導入による民間委託の推進、市職員の意識改革による窓口サービスのさらなる向上、行政組織機構の見直しによる組織の簡素・合理化などによって、効率的かつ効果的な行政経営に鋭意努めているところであります。特に本改革の最重点項目の一つであります正規職員の削減につきましては、平成23年度当初の職員数352人が、合併時の平成18年度368人と比較すると、16名の減、約4.3%の削減となり、人件費としては、平成22年度末までの累計で約2億8,000万円の削減効果を見込んでおります。

次に、行財政運営に当たりまして、集中改革プランに基づき、市ホームページのバナー広告や庁舎の壁面広告、遊休市有地の売却などによる歳入の確保等に努めるとともに、行政改革推進本部を設置し、健全で持続可能な行財政運営を行うための具体的な方策について、さらに掘り下げた検討を進めてまいります。

また、第2次行政改革大綱及び実施計画の策定や、公共サービスの費用負担の見直しなどを進めるとともに、行政評価を行い、市民の皆様の視点に立った行政サービスを提供する効率的な市役所を目指した行政改革に向けて、これまで以上に取り組んでまいります。

次に、新庁舎建設の取り組みについて申し上げます。

現在使用している庁舎は築後44年が経過しており、老朽化とともに耐震性の問題があり、防災拠点としての機能確保や、市民の利便性の低下などの多くの問題を抱えていることから、庁舎改築等検討委員会を設置し、検討を進めてまいりました。

新年度は、委員会の結論を踏まえながら市民の皆様が気軽に立ち寄っていただける庁舎、地震などあらゆる災害に際しても機能し続ける防災拠点としての庁舎を基本に、人と環境に

やさしい、親しまれる庁舎の建設に向けて基本構想を策定してまいります。

次に、人事行政の取り組みについて申し上げます。

地域主権改革が進められる中、市民の生活に一番近い基礎自治体の役割はさらに大きくなり、みずから課題を見つけ、解決でき、活力ある職員の育成による組織の強化は緊急の課題であります。職員の能力向上を図るため、各種研修への派遣、自主研修の開催など職員研修機会の充実に努めてまいります。

さらに、市民に信頼される人材の育成、活用につきましては、人を生かす、トータルな人事制度をいかにつくるかであろうと考えております。新年度は、従来の勤務評定制度にかえて、目標設定、評価、フィードバック及び査定を一体の流れとともに人事評価制度の導入の制度設計に取り組んでまいります。職員の意欲や能力を最大限に引き出し、市民の皆様の信頼を得ながら、効率的かつ質の高い行政運営を推進してまいります。

以上、市政に対する私の所信の一端と予算の大綱並びに主な施策の概要につきまして述べさせていただきました。

地域主権への転換という言葉に象徴される国政の政策転換がさまざまな分野であらわれてくることが予想され、地方自治体を取り巻く環境は大きな潮目の変化を迎えております。本市もこれまで経験したことのない環境のもとにあり、財政的にも大変厳しい状況を迎え、さまざまな問題にも直面いたしております。時代の変化を的確に把握し、市民参加のもとで時代認識を共有しながら、企業の皆様方、市民の皆様方と一緒に考えて考え、行動する中で、英知を結集し、協働のまちづくりを推進していきたいと考えております。

これらの施策の実現に向け、私自身が市政のリーダーとして先頭に立って、職員の総力を上げ取り組んでまいりますので、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

本日上程いたしました予算案並びに各議案につきましては、慎重審議をいただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（伊藤正信君） ただいま服部市長から平成23年度予算編成の市政運営について説明を受けました。

お諮りをいたします。

本案7件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本案7件は、継続議会で審議することに決定をしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第9号 弥富市児童厚生施設条例の一部改正について

日程第12 議案第10号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

- 議長（伊藤正信君） この際、日程第11、議案第9号及び日程第12、議案第10号、以上2件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

- 市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、条例議案2件でございます。その概要について御説明申し上げます。

議案第9号弥富市児童厚生施設条例の一部改正につきましては、弥生児童館の移転に伴い、条例の一部を改正するものであります。

また、議案第10号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正につきましては、弥生児童クラブの移転に伴い、条例の一部を改正するものであります。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては民生部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（伊藤正信君） 議案は民生部長に説明をさせます。

平野民生部長。

- 民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 議案第9号弥富市児童厚生施設条例の一部改正について説明申し上げます。

新旧対照表をお願いいたします。

弥生児童館の完成に伴い、弥富市弥生児童館の位置を弥富市鰯浦町「上本田95番地1」から弥富市鰯浦町「上巳50番地1」に改めるものです。

次ページをお願いいたします。

第5条関係の児童館を利用する場合の遊戯室等の使用料について、他の児童館と同額の使用料の額を定めるものでございます。

この条例は、平成23年3月22日から施行いたします。

次に、議案第10号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について説明申し上げます。

新旧対照表をお願いいたします。

弥生児童クラブ施設完成に伴い、弥富市弥生児童クラブを弥富市鰯浦町上巳50番地1に設置するものでございます。

この条例は、平成23年3月22日から施行するものでございます。以上でございます。

- 議長（伊藤正信君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（伊藤正信君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本案２件は原案どおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第11号 弥富市長の給与の特例に関する条例の制定について

日程第14 議案第12号 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第15 議案第13号 弥富市税条例の一部改正について

日程第16 議案第14号 市長の専決処分事項の指定について

日程第17 議案第15号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

日程第18 議案第16号 海部地区水防事務組合理約の変更について

日程第19 議案第17号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第20 議案第18号 弥富市国民健康保険支払準備基金条例の一部改正について

日程第21 議案第19号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について

日程第22 議案第20号 弥富市子育て支援センター条例の一部改正について

日程第23 議案第21号 弥富市火葬場条例の一部改正について

日程第24 議案第22号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

日程第25 議案第23号 市道の廃止について

日程第26 議案第24号 市道の認定について

日程第27 議案第25号 平成22年度弥富市一般会計補正予算（第7号）

日程第28 議案第26号 平成22年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第29 議案第27号 平成22年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）

日程第30 議案第28号 平成22年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

日程第31 議案第29号 平成22年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第32 議案第30号 平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（伊藤正信君） この際、日程第13、議案第11号から日程第32、議案第30号まで、以上20件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

- 市長（服部彰文君） 次に提案し御審議いただきます議案は、条例議案 8 件、法定議決議案 6 件、予算関係議案 6 件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第11号弥富市長の給与の特例に関する条例の制定につきましては、市長の給料及び期末手当を減額するため、条例を制定するものであります。

議案第12号弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正及び県内市の給与水準との均衡を図るため、条例の一部を改正するものであります。

議案第13号弥富市税条例の一部改正につきましては、個人の市民税と固定資産税の前納報奨制度の見直しのため、条例の一部を改正するものであります。

議案第14号市長の専決処分事項の指定につきましては、地方自治法第180条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第15号愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につきましては、市町村合併による地方公共団体の数の減少に伴い、同規約中の関係規定の変更について協議するため、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

続いて、議案第16号海部地区水防事務組合理約の変更につきましては、小切戸川の一部が 2 級河川として指定されたこと等に伴い、同規約中の関係規定の変更について協議するため、地方自治法290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第17号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、青少年問題協議会の設置に伴い、その報酬の額を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

続いて、議案第18号弥富市国民健康保険支払準備基金条例の一部改正につきましては、老人保健特別会計の廃止に伴い、基金を処分することができる場合の見直しのため、条例の一部を改正するものであります。

次いで、議案第19号弥富市国民健康保険条例の一部改正につきましては、健康保険法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第20号弥富市子育て支援センター条例の一部改正につきましては、子育て支援センターの名称変更及び弥生保育所支援センターの設置に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第21号弥富市火葬場条例の一部改正につきましては、火葬場の利用者の資格及びその使用料の額の見直しのため、条例の一部を改正するものであります。

次いで、議案第22号愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につきましては、市町村合併による地方公共団体の数の減少に伴い、同規約中の関係機関の変更について協議するため、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第23号市道の廃止につきましては、農道事業等に伴い、関係路線の廃止をするものであります。

議案第24号市道の認定につきましては、開発事業等に伴う路線再編成により、路線を市道として認定するものであります。

次いで、議案第25号平成22年度弥富市一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出それぞれ3億4,927万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を147億1,777万4,000円とし、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を計上するものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、普通交付税5,767万円、国の平成22年度補正予算（第1号）により創設されたきめ細かな交付金1,977万1,000円であります。

歳出予算の主な内容といたしましては、総務費におきまして公共施設整備基金積立金2億5,311万円、民生費におきまして国民健康保険特別会計への法定外繰出金7,500万円、教育費におきまして小学校修繕等工事請負費1,900万円、中学校修繕等工事請負費900万円であります。

その他につきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算であります。

議案第26号平成22年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入予算の不足に対処するため、そのほか一般会計繰入金7,500万円を増額計上し、その他につきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算であります。

議案第27号平成22年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）、議案第28号平成22年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、議案第29号平成22年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第30号平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の各補正予算につきましては、各歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算であります。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 議案は関係部長に説明させ、補正予算は説明を省略させます。

まず、伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 議案第11号弥富市長の給与の特例に関する条例の制定について御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、第1条は、市長の給料の月額につきまして、弥富市特別職の

職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例第3条の規定にかかわらず、平成23年4月1日から平成25年3月31までの間の特例期間において月額86万4,000円とするものであります。

第2条は、市長の期末手当の額につきまして、弥富市特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例第5条の規定にかかわらず、特例期間において同条に定める額から当該額に100分の7を乗じて得た額、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を減じた額とするものであります。

附則、この条例は平成23年4月1日より施行する。

議案第12号弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について御説明申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、人事院勧告に準ずる条例の一部改正及び行政職給料表を7級制から8級制への改正等に伴い、職員の給与等を初めとする関係する条例の一部を改正するものであります。

6枚はねていただきまして、条例の新旧対照表の1ページをごらんください。

初めに第1条関係、弥富市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

第6条第4項及び第5項は、行政職給料表を7級制から8級制への改正に伴う規定の整備であります。

第20条、及び2ページにまいりまして第21条は、制定附則の追加に伴う規定の整備であります。

3ページにまいりまして、第24条は、人事院規則の改正に伴い、結核性疾患による病休暇についての給料の半減までの期間を1年とする特例を廃止する規定の整備であります。

4ページにまいりまして、次に制定附則の追加であります。

第19項は、当分の間、行政職給料表の適用を受ける職員のうち6級以上のある者で、職務の級の最低号級になる者を、以下特定職員といたしますが、この特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以降に受ける給与等についての減額方法を定めるものであります。

第1号の給料月額については、給料月額に100分の1.5を乗じた額を減額しますが、減額後の給料月額がその級の最低号級の給料月額に達しない場合は、特定職員の給料月額から、その属する級の最低号級の給料月額を減じた額を減額する額とし、これを給料月額減額基礎額とするものであります。

5ページにまいりまして、第2号の地域手当については、特定職員の地域手当の月額に100分の1.5を乗じた額を減額とし、給料月額の最低号級に達しない場合は、給料月額減額基礎額に対しての地域手当の月額とするものであります。

第3号の期末手当については、給料月額と地域手当の合計額に該当する役職加算額、期末手当支給割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じた額を減額し、給料月額が最低号級に達し

ない場合は、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の合計額に該当する役職加算額、期末手当支給割合に乗じて得た額とするものであります。

6 ページにまいりまして、第 4 号勤勉手当については、給料月額と地域手当の合計額に該当する役職加算額、附則第26項の勤勉手当減額対象額に勤勉手当支給割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じた額を減額し、給料月額が最低号級に達しない場合につきましては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の合計額に該当する役職加算額、勤勉手当減額基礎額に勤勉手当支給割合を乗じて得た額とするものであります。

第 5 号は、休業者の給与について定めるもので、特定職員に適用されるアからエに定める休職等の事由ごとの支給額を定めるものであります。

7 ページにまいりまして、第20項から、8 ページ、23項までは制定附則第19項に伴う規定の整備のため、附則に 4 項を加えるものであります。

第20項は、月の初日以外の日に特定職員となった場合の減ずる額の計算方法を別に定めることとし、第21項及び、8 ページにまいりまして、第22項は特例措置の規定により給与が減額支給される職員について、給与の減額規定による勤務 1 時間当たりの給与額の算出方法について定めるもので、その算出した額には100分の1.5を乗じた額を減額し、給料月額が最低号級に達しない場合には、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の合計額において算出するものであります。

第23項は、特例措置が適用される間においては、勤勉手当の総額の算出に当たっては、従来の算出方法による総額から勤勉手当減額対象額に100分の1.0125を乗じて得た額。ただし最低号級に達しない場合には、勤勉手当基礎額に100分の67.5を乗じて得た額において算出の総額に相当する額を減じた額とするものであります。

9 ページにまいりまして、第24項から28項までは制定附則の追加に伴う規定の整備であります。

10ページにまいりまして、別表、行政職給料表の一部改正でありまして、7 級制から 8 級制への移行に伴い、8 級の項を加え、給料表を改めるものであります。

次に13ページにまいりまして、第 2 条関係、弥富市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、再度の条例改正をするものであります。

改正附則第 7 項は、平成18年の改正により給料表の大幅な見直しが行われた際、給料月額が改正前の額に達しないこととなる職員に対し、その差額相当額が給料として支給されておりますが、今回の改正に伴い、その支給額を減額するものであります。

次に14ページにまいりまして、附則第 5 項関係、弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、第 8 条及び15ページにまいりまして、附則第 6 項関係、弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する

条例第4条については、行政職給料表の改正で給料表を7級制から8級制への改正に伴う規定の整備であります。

次に16ページにまいりまして、附則第7項関係、弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、附則に4項を加えるものであります。

第3項は、育児短時間勤務職員に対し、附則第19項の特例措置に関し、給料月額、期末手当、勤勉手当の規定の適用に際しての読みかえ規定を定めるもので、勤務時間に対する算出率で給料月額を割り戻す規定を定めるものであります。

第4項は、育児短時間勤務による場合の附則第19項の特例措置による給与の減額による場合の準用規定であります。

第5項は、短時間勤務職員に対する特例措置による給料月額の減額について、給与条例の規定を適用する際に読みかえる規定について改めるものであります。

17ページにまいりまして、第6項は部分休業による場合の特例措置により給料が減額される場合の、勤務1時間当たりの給与の減額について定めるものであります。

18ページにまいりまして、附則第8項関係、弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、附則に1条を加え、第5条としまして特例措置により給与が減額支給となる場合の介護休暇における勤務1時間当たりの給与額算出に係る読みかえ規定であります。

次に、議案第13号弥富市税条例の一部改正について御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、新旧対照表をごらんください。

改正の内容につきましては、第41条第2項、個人の市民税の納期前の納付に係る報奨金の交付につきまして廃止をするものでございます。

第64条第2項、固定資産税の納期前の納付に係る報奨金の交付につきましては、1項の規定によって納期前に納付した税額の「100分の0.5」を「100分の0.1」に、報奨金の限度額「5万円」を「1万円」に改正を行うものであります。

附則、この条例は平成24年4月1日から施行する。

次に、第14号でございます。市長の専決処分事項の指定について御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次に掲げる事項を市長の専決処分事項として指定するものとする。

第1号、1件100万円以下（損害賠償の額が100万円を超える交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償責任保険契約、自動車損害賠償責任共済契約又は自動車損害共済委託契約により支払われる保険金の額に相当する額）の法律上の義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関すること。

第2号、議会の議決のあった工事又は製造の請負契約を、設計変更に伴い1,500万円以下

の変更をすること。

附則、この事項は平成23年4月1日から施行する。

次に、議案第15号愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について御説明申し上げます。

2枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

改正の内容でございますが、別表第1及び別表第2につきまして、平成23年4月1日に一色町、吉良町、幡豆町を廃し、その区域を西尾市に編入合併すること、並びに一色町、吉良町、幡豆町の3町で構成する幡豆郡消防組合及び西尾市、一色町、吉良町、幡豆町の1市3町で構成する西尾幡豆広域連合が廃され、愛知縣市町村職員退職手当組合から脱退されることに伴い規約の改正を行うものであります。

附則第1項、施行期日について定める規定につきましては、平成23年4月1日から施行するものであります。

第2項、別表第2の規定につきましては、平成23年4月1日以降、最初にその期日が告示される議員の一般選挙から適用するものであります。

次に、議案第16号海部地区水防事務組合理約の変更について御説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、海部地区水防事務組合理約の一部を変更する規約、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

別表第1、第3条関係でございますが、小切戸川の一部が2級河川「西條小切戸川」として指定されたことによりまして、小切戸川の防護すべき施設の区間の変更及び西條小切戸川の保護すべき施設の区間が新設されたことにより規約を変更するものでございます。

附則としまして、この規約は愛知県知事の許可のあった日から施行し、平成22年11月19日から適用するものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 御苦労さんでした。

次に、山田教育部長。

○教育部長（山田英夫君） 議案第17号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

2枚はねていただき、新旧対照表をごらんください。

右の表の改正案をごらんいただきたいと思います。

別表第2条関係、これは報酬の額のことでございますが、新たに青少年問題協議会を設置するため、青少年問題協議会委員の報酬日額5,000円を新たに追加するものでございます。

附則、この条例は平成23年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 次に、平野民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 議案第18号弥富市国民健康保険支払準備基金条例

の一部改正について説明申し上げます。

新旧対照表をお願いいたします。

平成20年度から後期高齢者医療制度が創設されたことに伴い、老人保健制度は平成19年度限りで廃止され、現在では経過的にその一部が存続するのみとなっております。3年間の老人保健特別会計設置義務が平成23年3月31日限りでなくなることにより、この条例第6条中の老人保健拠出金の文言を削るものでございます。

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

次に、議案第19号弥富市国民健康保険条例の一部改正について説明申し上げます。

新旧対照表をお願いいたします。

出産一時金につきまして、附則により、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産一時金について、「38万円」とあるのを「42万円」としていました。健康保険法施行令の一部改正に伴い、第5条の出産育児一時金を「38万円」から「39万円」とし、健康保険施行令第36条ただし書きの規定により、医療的管理のもとにおける出産について、医療事故の補償金の支払いに備える保険契約の費用として3万円を限度として加算して支払うものです。この場合、出産一時金は従来と同じ42万円の支払いとなります。

この条例は平成23年4月1日から施行する。なお、平成23年3月31日以前の出産に係る出産一時金については従前の例による。

次に、議案第20号弥富市子育て支援センター条例の一部改正について説明申し上げます。

新旧対照表をお願いいたします。

弥生子育て支援センターの完成に伴い、「弥富市子育て支援センター」の名称を「弥富市のひので子育て支援センター」に改め、弥富市弥生子育て支援センターを弥富市綱浦町上巳50番地1に設置するものです。

この条例のひので子育て支援センターは、平成23年4月1日から施行し、弥生子育て支援センターは平成23年4月25日から施行する。

次に、議案第21号弥富市火葬場条例の一部改正について説明申し上げます。

新旧対照表をお願いいたします。

第2条、火葬場の利用者の資格について、ただし書きにより、市長が特に必要があると認めたときはこの限りでないを削り、新たに第2項、市長は火葬場の管理上必要がないと認めたときは、市内に住所を有する以外の者にも火葬場を利用させることができるを加えました。

第4条第2項、市内に住所を有しない者の使用料規定を削りました。

次のページをお願いいたします。

別表第4条関係に、市外利用の使用料の額を、種別、大人6万円、小人3万円、死産児1

万5,000円を加え、産汚物の類の焼却を削ります。また、市内利用について、(1)本市に住所を有する者が死亡したとき、(2)本市の介護保険被保険者で、本市以外の介護保険施設に入所している者が死亡したとき、(3)死産児について、その父又は母が本市の住所を有するときとし、それ以外は市外利用といたします。

以上については、平成23年4月1日から施行いたします。

次のページをお願いいたします。

犬猫類の焼却、1頭につき「820円」を「1,000円」に改める。

この改正につきましては、平成24年4月1日から施行いたします。

次に、議案第22号愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について説明申し上げます。

新旧対照表をお願いいたします。

平成23年4月1日に、一色町、吉良町及び幡豆町が西尾市に編入合併することに伴い、連合規約別表第2（第8条関係）の選挙区分9を西尾市単独とするものでございます。

この規約は平成23年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 次に、早川開発部長。

○開発部長（早川 誠君） 議案第23号市道の廃止について御説明いたします。

1枚はねていただき、廃止路線調書を御参照願います。

内容としましては、広域農道整備事業によりまして路線の起・終点を変更するために、市道線出12号線を廃止させていただくものでございます。

続きまして、議案第24号市道の認定について御説明をいたします。

1枚はねていただきまして、認定路線調書をごらんいただきたいと思います。

内容としましては、道路整備事業及び開発事業区域内の道路新設に伴いまして、市道鯛浦276号線ほか10路線を認定させていただくものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） ただいま議案の説明がありました。

お諮りをいたします。

本案20件は継続議会で審議したいと思いますが、御意義ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本案20件は継続議会で審議することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時20分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊 藤 正 信

同 議員 小坂井 実

同 議員 佐 藤 高 清

